

国民健康保険税の納付書を7月中旬に送付します

問 国保年金課国保係 ☎72-2111内線424・425



平成29年度国民健康保険税(国保税)の納付書を7月中旬に送付します。

国保税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費に充てる貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

国保税の納税義務者は世帯主

世帯内に加入者がいれば、国保税は世帯主に課税されます。したがって、世帯主自身が他の健康保険に加入していても、納税義務者は世帯主となり、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。

納付方法 納付方法は、普通徴収と特別徴収の2種類があります。

- ・普通徴収(納付書または口座振替)…年9回(7月～翌年3月)
- ・特別徴収(年金から天引き)……………年6回(年金の支給月)

平成29年度国保税の税率

算出方法	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護分(40～64歳)
①所得割 前年所得－33万円×税率	8.2%	2.63%	2.4%
②均等割 加入者数1人当たり	25,000円	8,000円	8,100円
③平等割 1世帯当たり	24,200円	7,000円	7,000円
小 計	A〔①+②+③〕 賦課限度額54万円	B〔①+②+③〕 賦課限度額19万円	C〔①+②+③〕 賦課限度額16万円
世帯の年税額＝小計A＋B＋C			

※税率は、平成28年度から変更ありません



●所得が少ない人に対する国保税の軽減対象が拡大されます

国保税の均等割額・平等割額には、世帯の合計所得や人数に応じて、7割・5割・2割の軽減があります。平成29年度以降の国保税は、下表のとおり、軽減対象世帯が拡大されます。

軽減割合	基準額(前年中の所得が下記の金額以下)	
	平成28年度まで	平成29年度から
7割	33万円	
5割	基礎控除(33万円)＋26万5千円×被保険者数	基礎控除(33万円)＋27万円×被保険者数
2割	基礎控除(33万円)＋48万円×被保険者数	基礎控除(33万円)＋49万円×被保険者数

※被保険者は、旧世帯主・旧世帯員(後期高齢者医療制度への移行で、国保資格を喪失した世帯主・員)を含みます

軽減措置を受けるためには所得の申告が必要です

国保税の軽減は、所得を判定して自動的に適用するので、申請は不要です。しかし、軽減を受けるためには、世帯主と国保加入者の所得が正しく申告されている必要があります。

【申告の必要がある人】

- ①世帯主(本人が被保険者でない場合を含む)
- ②被保険者
- ③国保から後期高齢者に移行した旧被保険者

※前年中に収入がなかった人でも「収入がない」という事実を申告する必要があります。申告していない人に対し、6月中旬に「国民健康保険税に関する所得申告のお願い」を送付しますので、必ず申告してください

介護サービスの利用者負担軽減制度をご存じですか

問 介護保険課介護保険係 ☎72-2111 内線452・453

●介護保険負担限度額認定

施設入所または短期入所したときは、介護サービス費用とは別に、居住費（滞在費）と食費が自己負担となりますが、所得が少ない人で、次の①②の全てに該当する場合は、居住費（滞在費）と食費の負担額が軽減されます。

①世帯全員が住民税非課税（配偶者が別世帯の場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税）

②預貯金などが、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下

※軽減を受けるためには、必ず申請が必要です

※申請の際、必要書類がありますので、詳しくはお問い合わせください

※申請後、認定された人に認定証を交付します

●高額介護サービス費の支給

1か月の介護サービスの利用者負担額が、下表の限度額を超えた場合、超えた分を「高額介護サービス費」として支給しています。対象者に申請書を送付しますので、窓口で手続きしてください。次回以降は、登録口座に自動的に振り込まれます。（すでに支給を受けている人は手続きの必要はありません）

介護サービスの利用者負担限度額（月額）		
区 分	H28年度まで	H29年度から
生活保護受給者	15,000円	
世帯全員が住民税非課税で ①高齢福祉年金受給者 ②前年の合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円以下の人	15,000円（個人） 24,600円（世帯）	
世帯全員が住民税非課税で上記の 区分以外の人	24,600円	
住民税課税世帯の人	37,200円	44,400円★
現役並み所得者相当の人がいる世帯 （同一世帯内に65歳以上で課税所得 145万円以上の人がある世帯）	44,400円	

★1割負担のみの世帯は、平成29年8月から3年間、年間上限額が44万6,400円となります

次の（1）（2）のいずれかに該当する場合は、市にあらかじめ申請すれば「住民税課税世帯の人」と同様の限度額となります

（1）単身世帯で収入が383万円未満

（2）65歳以上の人2人以上の世帯

で、収入の合計が520万円未満

※適用期間は毎年7月末までです。

該当者は、毎年申請が必要です

立地協定等を締結しました

問 商工・企業立地課地域開発推進室 ☎72-2111 内線143

市は、雇用創出や地域経済の振興を目的に、干潟地区の工業団地を整備し、企業の誘致を進めてきました。今回、5月11日に三京運輸株式会社、6月1日に西部運輸株式会社の誘致が決定し、市との間で立地協定と環境保全に関する協定を締結しました。

三京運輸株式会社は、業務拡張による冷凍冷蔵倉庫の増設を計画されています。また、西部運輸株式会社は、福岡市東区の営業所を統合、事業拡大し、九州地区の拠点とすることを計画されています。

なお、今回の2社の進出に伴い、干潟第2工業団地は全区画への進出が決定しました。

新事業所の概要

企業名	三京運輸株式会社	西部運輸株式会社
敷地面積	約10,077㎡	約9,900㎡
延床面積	約3,300㎡（1階建）	約182㎡（1階建）
事業開始予定	平成30年8月	平成29年9月
業種	運送業・倉庫業	運送業